

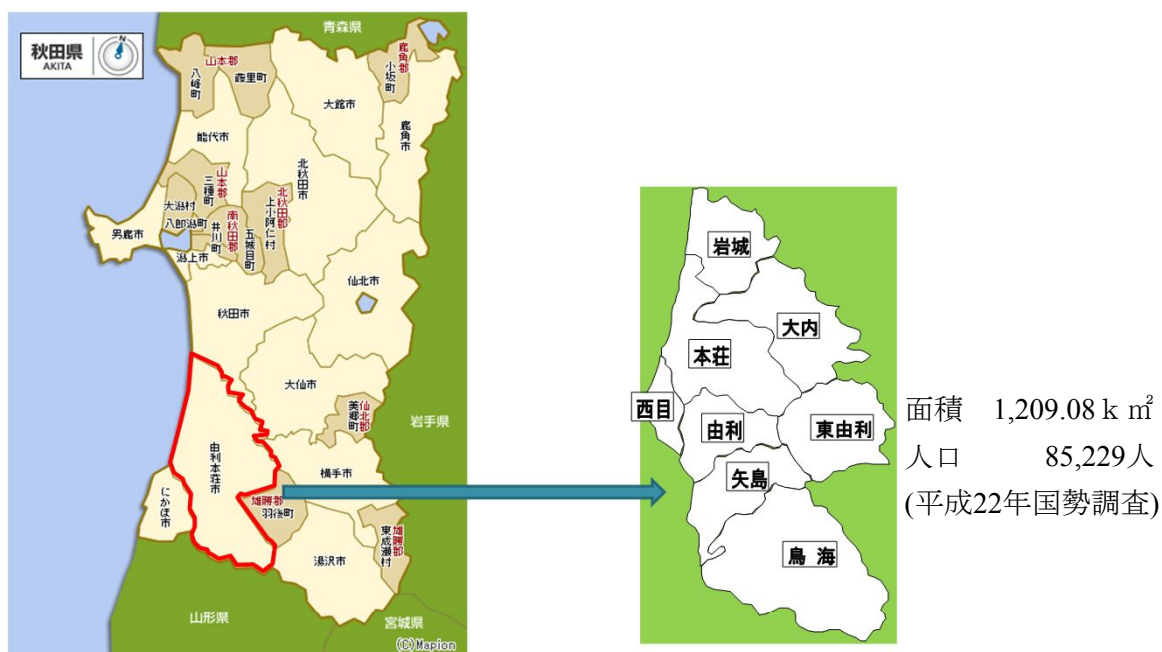
## 1 計画策定の趣旨

本市は平成17年3月に旧本荘市と近隣旧7町が合併し、面積は、1,209.08 k<sup>2</sup>（東西約32.3 Km、南北約64.7 Km）で、秋田県の面積の10.7%を占め、県内で最も広い面積を有する市となりました。

本市の生活雑排水処理人口率は、平成20年度末の59.5%から平成25年度末には69.4%に向上し、本市で実施している主要河川や地下水の水質調査及び秋田県で実施している同調査の結果によると、公共用水域においては夏期の水温上昇時や田畑からの水の影響で大腸菌群数にやや環境基準値の超過が見られるものの、その他生活環境項目及び健康項目のいずれでも環境基準を達成しており、地下水については測定3地点の全項目において環境基準を達成していることから概ね良好な状態を維持していることが窺えます。

広大な農地や山林などの自然と市民が共生し続けるためには、水環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築が不可欠であり、市民、事業者、行政が水環境への理解と認識を深めるとともに、「由利本荘市生活排水処理整備構想」に基づき公共下水道、集落排水整備を推進するとともに、処理区域の総合計画策定及び水洗化率の向上を図ることが急務となっています。

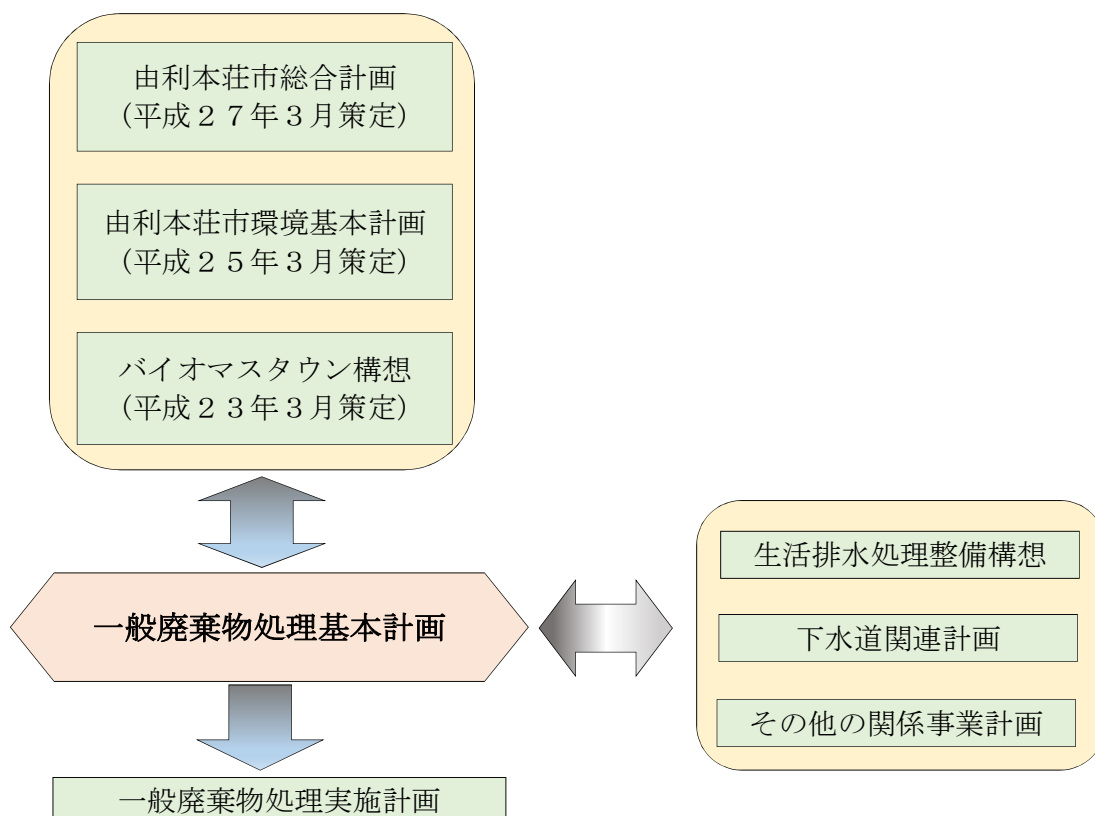
上記の取り組みを加速させるとともに、本市まちづくりの目標の1つである「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」を基本理念とし、生活排水処理率向上を図るため、由利本荘市における生活排水処理の基本的な方向性を定めた「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を策定します。



## 2 計画の概要

本計画は廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づいて策定する一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水の処理について、長期的、総合的視点に立って、公共下水道、集落排水及びその他関係事業等と整合を図り、計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を定めるものです。

### 関連計画



### 3 生活排水の排出状況

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水の2つに大別されます。し尿は公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設において全量処理されています。生活雑排水については、単独処理浄化槽設置世帯や非水洗化世帯を除き、公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理されています。

本市のし尿及び生活雑排水の処理形態状況は、下表のとおりであり、平成25年度において、計画処理区域内人口82,628人のうち57,321人（69.4%）については生活排水の適正処理がなされているところです。また、公共下水道の普及などにより、単独浄化槽、し尿汲み取り人口は年々減少しています。

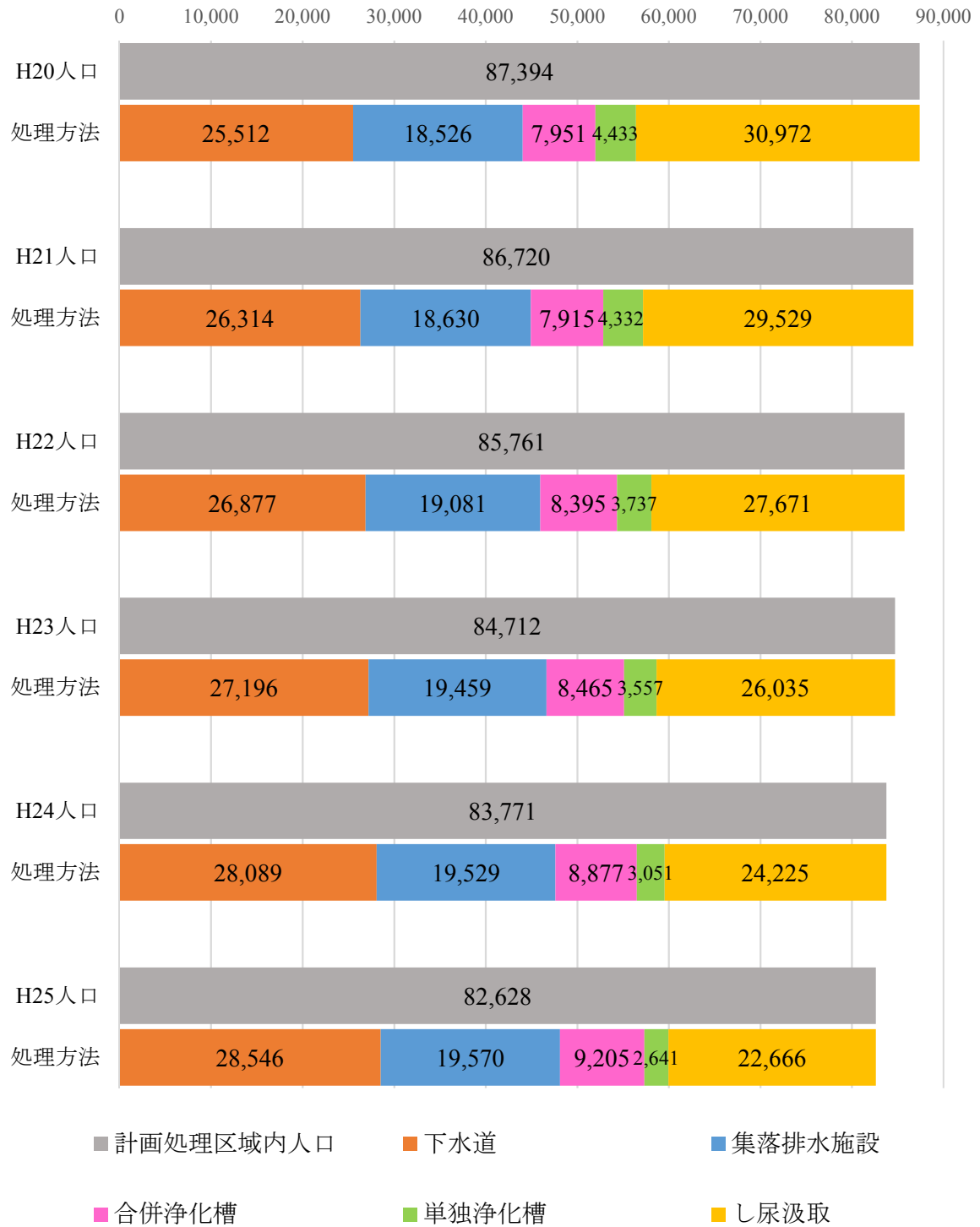
(単位:人)

区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	計画処理区域内人口(※1)		87,394	86,720	85,761	84,712	83,771
生活雑排水処理人口		51,989 (59.5%)	52,859 (61.0%)	54,353 (63.4%)	55,120 (65.1%)	56,495 (67.4%)	57,321 (69.4%)
水洗化人口		56,422 (64.6%)	57,191 (65.9%)	58,090 (67.7%)	58,677 (69.3%)	59,546 (71.1%)	59,962 (72.6%)
下水道人口		25,512 (29.2%)	26,314 (30.3%)	26,877 (31.3%)	27,196 (32.1%)	28,089 (33.5%)	28,546 (34.5%)
浄化槽人口		30,910 (35.4%)	30,877 (35.6%)	31,213 (36.4%)	31,481 (37.2%)	31,457 (37.6%)	31,416 (38.0%)
集落排水施設		18,526 (21.2%)	18,630 (21.5%)	19,081 (22.2%)	19,459 (23.0%)	19,529 (23.3%)	19,570 (23.7%)
合併浄化槽		7,951 (9.1%)	7,915 (9.1%)	8,395 (9.8%)	8,465 (10.0%)	8,877 (10.6%)	9,205 (11.1%)
単独浄化槽		4,433 (5.1%)	4,332 (5.0%)	3,737 (4.4%)	3,557 (4.2%)	3,051 (3.6%)	2,641 (3.2%)
し尿汲み取り人口		30,972 (35.4%)	29,529 (34.1%)	27,671 (32.3%)	26,035 (30.7%)	24,225 (28.9%)	22,666 (27.4%)
生活雑排水未処理人口		35,405 (40.5%)	33,861 (39.0%)	31,408 (36.6%)	29,592 (34.9%)	27,276 (32.6%)	25,307 (30.6%)

※1 人口については、由利本荘市生活排水処理整備構想との整合性を図るため、住民基本台帳に基づくものとしています。

## 生活排水の排出状況

(単位：人)



#### 4 し尿・浄化槽汚泥処理の現況

##### ①収集運搬

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づく許可業者が実施しています。

種類	収集・運搬	収集方法
し尿	許可業者	収集区域を区割りし、当該区域を担当する許可業者が戸別収集
浄化槽汚泥		

##### ②処理施設

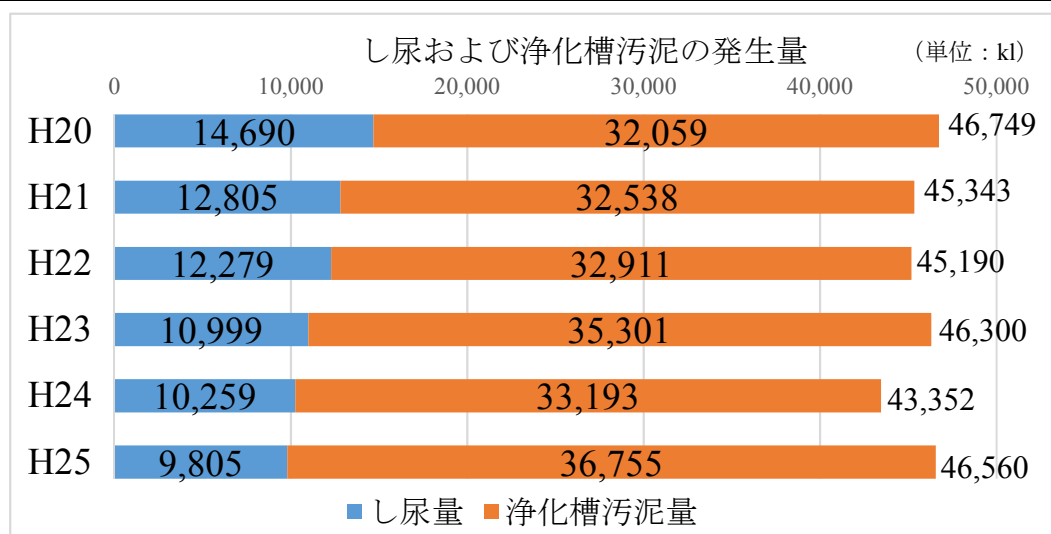
本市のし尿・浄化槽汚泥の処理施設については、現在、本荘由利広域市町村圏組合広域清掃センター第1事業所において、処理区域内の全量処理しています。

施設名	所在地	処理方式	処理能力
本荘由利広域市町村圏組合 広域清掃センター第1事業所	由利本荘市二十六木 字下鎌田野33-1	好気性消化処理方式	120kl/日
		高負荷脱窒素処理方式	100kl/日

##### ③発生量

し尿・浄化槽汚泥の発生量の実績と推移は下表のとおりです。し尿の発生量は公共下水道の普及などにより減少傾向にあります。

区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
		し尿量	kl	14,690	12,805	12,279	10,999
浄化槽汚泥量	kl	32,059	32,538	32,911	35,301	33,193	36,755
合計	kl	46,749	45,343	45,190	46,300	43,452	46,560



#### ④生活排水の処理主体

本市における生活排水処理主体は、下表のとおりです。

区 分	処理対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	由利本荘市
集落排水施設	し尿及び生活雑排水	由利本荘市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し 尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本荘由利広域市町村圏組合

※浄化槽汚泥には集落排水施設汚泥を含みます。

## 5 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念及び目標

本市のまちづくりの将来像に掲げる「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」を環境面から実現するため、環境基本条例第3条の基本理念を基に目指すべき環境像を据え、豊かな自然や多様な生物種との共存を図りその恵みを享受するとともに、先人から引き継いでいる自然資源や歴史的・文化的資産を次世代へ継承するよう、環境の保全と改善を目指しています。

生活排水処理についても、市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、生活環境の向上を図ることを目標とします。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

目標達成のための基本方針は次のとおりとします。

方針1	由利本荘市生活排水処理整備構想に基づき公共下水道の計画・整備を推進するとともに、効率的で効果的な維持管理と水質保全に努めます。
方針2	公共下水道又は集落排水施設が整備された区域内においては、全ての対象世帯等が接続するよう、適切な指導・啓発を行います。
方針3	公共下水道処理区域のうち下水道法第4条第1項に基づく事業計画区域及び集落排水事業等の整備区域を除いた区域では、補助金を交付し合併処理浄化槽の普及を推進します。

### (3) 目標年次

本計画の計画期間は、由利本荘市生活排水処理整備構想と同様、平成30年度までとします。

※本計画の対象期間を定めるにあたり、環整第233号平成4年8月13日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知によると、計画の対象期間は10年～15年間とされていますが、関連する計画である由利本荘市生活排水処理整備構想が平成30年度を目標年次としていることから、将来的な計画改訂時期を見据え本計画もこれに合わせることにします。

なお、上記整備構想又は諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うものとします。

## 6 生活排水の処理計画

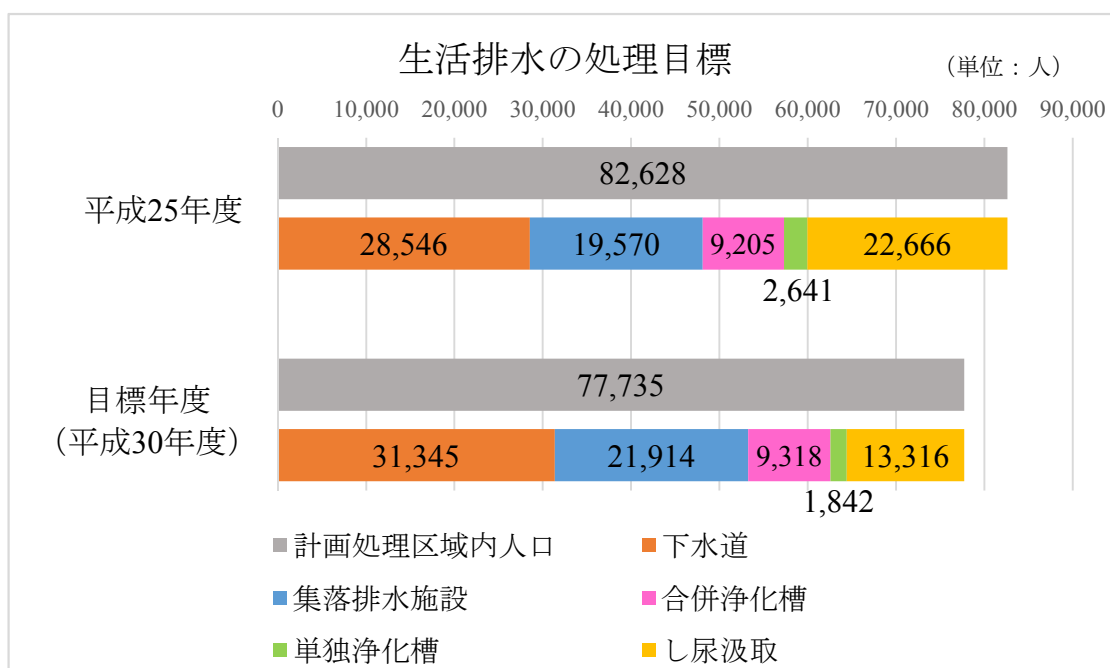
### (1) 処理の目標

本計画の目標年度における、生活排水の処理形態別人口は下表のとおりです。公共下水道の普及などにより、下水道処理人口比率は増加、浄化槽人口比率については低下が見込まれます。

なお、処理区域は市内全域とします。

(単位:人)

区分	年度	現在 (平成25年度)		目標年度 (平成30年度)	
		人口	比率	人口	比率
計画処理区域内人口		82,628	100.0%	77,735	100.0%
生活雑排水処理人口		57,321	69.4%	62,577	80.5%
水洗化人口		59,962	72.6%	64,419	82.9%
下水道人口		28,546	34.5%	31,345	40.3%
浄化槽人口		31,416	38.0%	33,074	42.5%
集落排水施設		19,570	23.7%	21,914	28.2%
合併浄化槽		9,205	11.1%	9,318	12.0%
単独浄化槽		2,641	3.2%	1,842	2.4%
し尿汲取人口		22,666	27.4%	13,316	17.1%
生活雑排水未処理人口		25,307	30.6%	15,158	19.5%





## (2) 生活排水処理施設の整備計画

公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽はそれぞれ特性があり、事業の採択基準も異なっています。これらの生活排水処理施設については、整備費や維持管理費、耐用年数を考慮し、地形等の自然条件、集落の形成状況等の地域の特性を踏まえ、効率的に整備していきます。

### ①公共下水道

公共下水道事業は、各地域の主に人口が集中している市街地において整備されることから、生活排水処理対象人口及び処理面積ともに最も大きく、行政人口の約61%をカバーすることになります。

公共下水道の全体計画は、平成37年度を目標年次とし、計画区域面積A=1,114.6ha、想定人口約32,600人としており、現在、社会資本総合整備事業により計画的に整備を進めています。

### ②集落排水施設

農業集落排水施設は、農村の生活環境や水質の改善を図るとともに、汚泥や処理水をたい肥や農業用水として周辺の農地で有効活用することなどにより、地域の循環環境の核となる施設で、農村における循環型社会の構築のために整備を図ります。

現在、整備が完了した43処理区において供用しており、田代黒淵処理区は平成28年度に整備を完了する予定であります。

由利本荘市における農業集落排水事業は概ね整備が既成しつつあるため（行政人口の約32%）、今後は将来的な処理場の改築更新を見据え、処理区の統合や公共下水道への接続等を検討していきます。

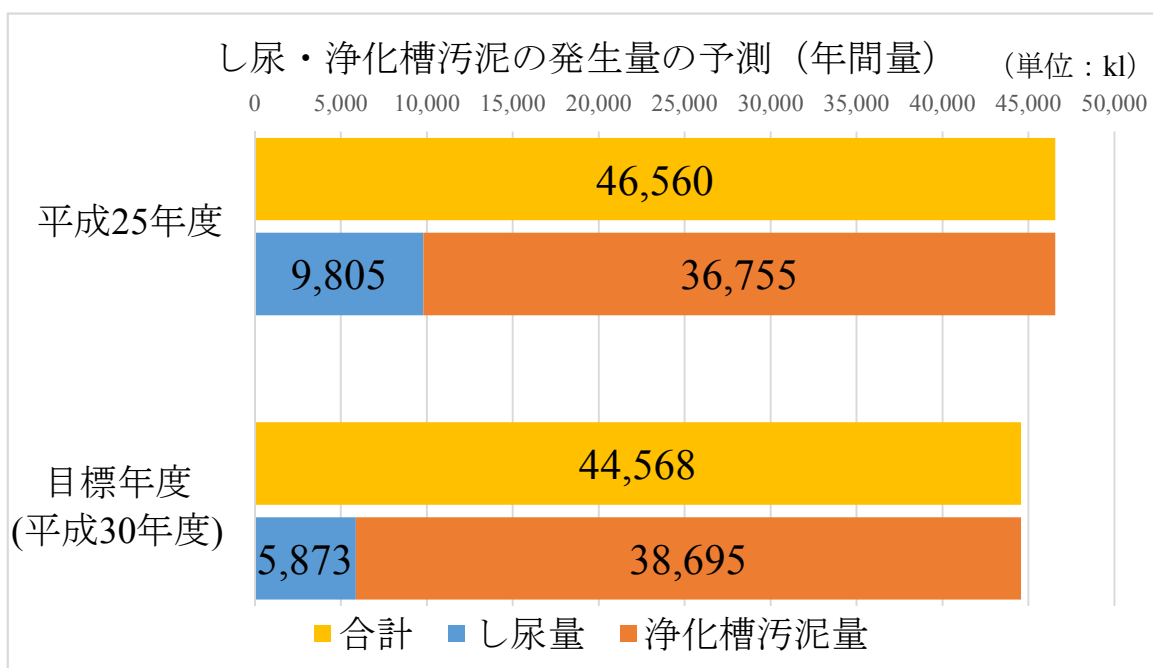
### ③合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、短期間で設置することができ、家屋が散在している地域や公共下水道などの整備が当分の間見込めない地域で重要な役割を果たすものです。また、公共下水道の効率化が求められる中で、今後の整備の中心となる人口密度の低い地域においては、経済性を踏まえて、より効率的に合併浄化槽による整備を進めていきます。

(3) し尿・浄化槽汚泥の発生量の予測

目標年度のし尿・浄化槽汚泥の発生量の予測を下表に示します。し尿の発生量は公共下水道の普及などにより今後も減少が見込まれます。

区分	年度	平成25年度		目標年度（平成30年度）	
		年間量	日量	年間量	日量
し尿量		9,805 kl/年	27 kl/日	5,873 kl/年	16 kl/日
浄化槽汚泥量		36,755 kl/年	101 kl/日	38,695 kl/年	106 kl/日
合計		46,560 kl/年	128 kl/日	44,568 kl/年	122 kl/日



#### (4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

##### ① 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集・運搬することはもとより、収集量に見合った収集・運搬体制の効率化・円滑化を図ります。

##### ② 収集区域

本市全域を収集対象区域とします。

##### ③ 収集・運搬の方法

###### ア 収集・運搬の実施体制

収集・運搬については許可制で実施します。

###### イ 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬とします。

#### (5) 中間処理計画

本市のし尿・浄化槽汚泥の処理体制については、現行の体制で実施します。

施設名	所在地	処理方式	処理能力
本荘由利広域市町村圏組合 広域清掃センター第1事業所	由利本荘市二十六木 字下鎌田野33-1	好気性消化処理方式	120kl/日
		高負荷脱窒素処理方式	100kl/日

#### (6) 最終処分計画

し尿等下水道投入施設から発生するし渣等については、安全かつ衛生的な適正処理に努めるとともに、し尿等の資源化、有効利用については、将来新技術の開発などによって対応が可能となればそれらの技術を検証します。

#### (7) 市民への広報啓発活動

公共用水域の水質保全の観点から生活雑排水対策や浄化槽の適正な維持管理を推進するため、各家庭でできる対策について広報・啓発活動を積極的に実施します。

また、合併処理浄化槽への転換の推進を図るとともに、浄化槽の機能を十分に発揮させるため、清掃、保守点検、法定検査の適切な実施を積極的に呼びかけていきます。